

八戸港フェリー埠頭ターミナルビル建設事業プロポーザル募集公告

次のとおりプロポーザルの募集を行うので公告する。

令和2年11月4日

公益財団法人青森県フェリー埠頭公社

代表理事 藤田 昇

1 業務概要

- (1) 業務名 八戸港フェリー埠頭ターミナルビル建設事業
- (2) 業務場所 青森県八戸市大字河原木字海岸地内
- (3) 業務内容
 - ア 八戸港フェリー埠頭ターミナルビル建築設計業務
 - イ 八戸港フェリー埠頭ターミナルビル建築工事監理業務
 - ウ 八戸港フェリー埠頭ターミナルビル建設工事
- (4) 履行期限 契約締結の翌日から令和8年3月10日(火)まで
- (5) 上限価格 総額1,300,000,000円(消費税及び地方消費税込み)

2 参加者の構成及び資格要件等

(1) 参加者の構成

ア 本プロポーザルに参加する者(以下「参加者」という。)は、設計及び工事監理を担当する者(以下「設計担当構成員」という。)並びに施工を担当する者(以下「施工担当構成員」という。)で構成されたコンソーシアムとする。

なお、コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となることはできない。

イ 設計担当構成員と施工担当構成員は、資本面及び人事面において関連のある者同士でコンソーシアムを構成して応募することはできない。

(2) 参加者の共通資格等要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

イ 青森県財務規則(昭和39年3月青森県規則第10号)第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立

てがなされている者（更正手続開始又は再生手続開始の決定後、青森県知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。

エ 労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。

オ 青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

カ 参加表明書の提出期限の日から随意契約の時までの間に、青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号）に基づく青森県知事の指名停止の措置を受けていないこと。及び同要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に青森県知事の指名停止の措置が行われているものを除く。）がないこと。

キ 警察当局から、青森県知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続していないこと。

（3）設計担当構成員の資格等要件

ア 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号）第3条第2項第2号に規定する建築関係建設コンサルタント業務について、同規則第5条の規定により競争入札に参加する資格があると認定を受けていること。

イ 構成員が、県内又は県外に本店を有していること。

ウ 構成員の数が1者又は2者であること。

エ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定により、一級建築士事務所登録簿に登録されていること。

オ 各構成員は、建築士法第2条の規定による一級又は二級の資格を有する建築士を3名以上（うち1名は一級建築士）所属技術者として有していること。

ただし、構成員の数が2者で、設計業務と工事監理業務を異なる構成員が担当する場合の工事監理業務担当構成員は、一級建築士を1名以上所属技術者として有していること。 を参照

カ 設計業務及び工事監理業務に、それぞれ異なる一級建築士を管理技術者として設置することができること。 を参照

【設計業務と工事監理業務を異なる者が行う場合】

設計業務担当構成員 ~ 一級又は二級建築士が3名以上（うち1名は一級建築士）

工事監理業務担当構成員 ~ 一級建築士が1名以上

【設計業務と工事監理業務を同一の者が行う場合】

一級又は二級建築士が3名以上（うち2名は一級建築士）

(4) 施工担当構成員の資格等要件

ア 共同施工方式の特定共同企業体（甲型共同企業体）であること。

イ 各構成員が、青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成2年3月青森県規則第18号。以下「参加資格規則」という。）第5条第1項の規定により競争入札に参加する資格があると認定された者又は同条第4項の規定により競争入札に参加する資格があると認定したものとみなされた者であること。

ウ 各構成員が、県内に本店を有していること。

エ 各構成員が、参加資格規則第6条第1項の規定により、建築一式工事で特A級に決定されていること。

オ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査の直近年度の総合評定値が、代表者にあつては、建築一式工事で1,000点以上であること。

カ 過去15年間に代表者が同種の建設工事（工事種別建築一式工事で、かつ、契約金額3億円以上のものに限る。）の施工実績（下請人としてのものを除く。）を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20パーセント以上の場合に限る。

キ 各構成員が、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を設置できる者であること。

・ 1級相当の国家資格又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

・ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有する者であること。

ク 各構成員の出資比率が、40%以上であること。

ケ 代表者の建設工事の施工能力が構成員の中で最も大きいと認められること。

コ 代表者の出資比率が構成員の出資比率の中で最大であること。

サ 構成員の数が2者であること。

(5) その他

次の各号に掲げる者は、本手続に参加することができない。また、参加者は、次の各号に掲げる者から本手続に関し、助言、協力等の援助を受けてはならない。

ア 本プロポーザル審査委員会の委員

- イ 公益財団法人青森県フェリー埠頭公社職員
- ウ ア及びイに掲げる者から自ら又はその家族が主宰し、または役員若しくは顧問として関係する営利法人その他の営利組織及び当該組織に所属する者
- エ 本事業に係るアドバイザリー業務に関与している者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本事業の業務に係わっている者は以下のとおり。
 - ・株式会社 建設技術研究所
 - ・竹澤建築設計工房

3 手続等

(1) 担当部署

〒038-0002 青森県青森市沖館二丁目11番1号

公益財団法人青森県フェリー埠頭公社 施設グループ

電話番号 017-781-7131 (直通)

F A X 017-781-7132

電子メール shisetu@aomori-ferry.or.jp

(2) 説明書等の交付

ア 交付する資料

- 資料1 八戸港フェリー埠頭ターミナルビル建設事業プロポーザル実施説明書
- 資料2 青森県建築設計業務委託特記仕様書
- 資料3 青森県建築工事監理業務委託特記仕様書
- 資料4 基本協定書(案)
- 資料5 建築設計業務委託契約書(案)
- 資料6 建築工事監理業務委託契約書(案)
- 資料7 建設工事請負契約書(案)
- 資料8 最優秀者選定基準
- 資料9 要求水準書(添付資料・貸出資料含む)

イ 交付期間

公告の日から令和2年11月24日(火)まで

ウ 交付場所

(1)の担当部署にて電子データで交付する。電子記録媒体(USBメモリ、CD-R等)を持参すること。

(3) 第 1 回質問書の提出及び回答

ア 質問書の受付期間

公告の日から令和 2 年 1 1 月 9 日 (月) 午後 5 時まで、質問書 (様式 2) を作成し、(1) の担当部署へ F A X 又は電子メール (受信確認を事務局に電話により行うこと。)、持参により提出すること。電話及び直接口頭による質疑には応じない。

なお、F A X 又は電子メールにより提出した場合の原本については、下記イの期限までに持参又は郵送により提出すること。

イ 回答方法

令和 2 年 1 1 月中旬を目途に、公社ホームページにて公表する。

<http://www.aomori-ferry.or.jp/>

(4) 現地見学会

現地見学会を下記のとおり実施する。

ア 実施日時

令和 2 年 1 1 月 1 8 日 (水) 午後 2 時から 2 時間程度。

(受付は午後 1 時 3 0 分 開始とする。)

イ 参集場所

八戸港フェリーターミナル 2 階会議室

ウ 申込方法

現地見学会参加申込書 (様式 1) に所定の項目を記載の上、(1) の担当部署へ令和 2 年 1 1 月 1 1 日 (水) 午後 5 時まで F A X 又は電子メール、持参により提出すること。

なお、F A X 又は電子メールにて提出する場合、(1) の担当部署に電話し、受信の確認を行うこと。

エ 見学会の内容

(ア) 建設場所及び既存建物の概要説明

(イ) 現地に関する質問及び回答

オ 留意事項

(ア) 参加希望者が多数いる場合は、参加人数の調整を依頼する場合があること。

(イ) (2) の交付資料を持参すること。

(ウ) 現地の案内中は、参加者からの質問は受け付けないこと。質問がある場合は、
エ (イ) の質問及び回答の時間に行うこと。

(I) 現地見学会では、関係者以外の立入を制限している区域等、見学できない場合があること。

- (オ) 写真撮影については、施設利用者等へ十分配慮すること。
- (カ) 担当職員の指示に従わない場合には、現地見学会からの退席を求めることがあること。

(5) 参加表明書作成要領

ア 提出書類及び部数

- 様式3 (日本工業規格A4判 縦・片面) ~ 1部
- 様式4、5 (日本工業規格A4判 縦・片面) ~ 1部
- 様式6 (日本工業規格A4判 縦・片面) ~ 1部
- 電子媒体 (様式3から6を格納したCD又はDVD) ~ 1部

様式等	内容等	部数
様式3	参加表明書	1
様式4	配置技術者	1
様式5	業務実績書	1
様式6	宣誓書	1

イ 提出期限

令和2年11月30日(月)午後5時まで

ウ 提出方法・場所

(1)の担当部署に持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。提出期限日必着。)により提出すること。電子メール又はFAXによる提出は受理しない。

なお、持参する場合の受付時間は、土曜・日曜・休日を除く、午前9時から午後5時までの間とする。

封筒の表面には、「八戸港フェリー埠頭ターミナルビル建設事業プロポーザル関係書類在中」と記載すること。

(6) 参加表明書に係る審査結果の通知

公社事務局は参加表明書に係る審査を行い、令和2年12月3日を目途に、各参加者に審査結果をFAX又は電子メールにて通知する。

(7) 第2回質問書の提出及び回答

ア 質問書の受付期間

第1回質問書に対する回答の日から令和2年12月9日(水)午後5時までに、質問書(様式2)を作成し、(1)の担当部署へFAX又は電子メール(受信確認を事務局に電話により行うこと。)、持参により提出すること。電話及び直接口頭による質疑には応じない。

なお、FAX又は電子メールにより提出した場合の原本については、下記イの期

限までに持参又は郵送により提出すること。

イ 回答方法

令和2年12月中旬を目途に、質問者を含め全者にFAX又は電子メールにて通知する。

(8) 技術提案書作成要領

ア 提出書類及び部数

様式7 (日本工業規格A4判 縦・片面)	~ 1部
様式8 (日本工業規格A4判 縦・片面)	~ 1部
様式9 (日本工業規格A3判 横・片面)	~ 5部
様式10 (日本工業規格A3判 横・片面)	~ 5部
電子媒体 (様式7から10を格納したCD又はDVD)	~ 1部

様式等	内容等	部数
様式7	技術提案書	1
様式8	見積価格	1
様式9	課題に対する提案	5
様式10	提案図面	5
電子媒体	様式7から10を項目別にPDFファイルとし、CD又はDVDに格納のうえ提出	1

イ 提出期限

令和3年2月2日(火)午後5時まで

ウ 提出方法・場所

(1)の担当部署に持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。提出期限日必着。)により提出すること。FAX又は電子メールによる提出は受理しない。

なお、持参する場合の受付時間は、土曜・日曜・休日を除く、午前9時から午後5時までの間とする。

封筒の表面には、「八戸港フェリー埠頭ターミナルビル建設事業プロポーザル関係書類在中」と記載すること。

(9) 技術提案書に係る一次審査結果及びヒアリング日程の通知

公社事務局は課題に対する提案について評価を行い、令和3年2月16日を目途に、各参加者に一次審査結果をFAX又は電子メールにて通知する。

また、令和3年2月27日に予定しているヒアリングの日程について、併せてFAX又は電子メールにて通知する。

4 審査

(1) 参加資格審査

参加表明書を提出した者のうち、「2 参加者の構成及び資格要件等」に対する審査を実施し、全ての参加資格要件を満たす者をプロポーザル審査の対象として選定する。

(2) 一次審査

技術提案書を提出した全ての参加者の課題に対する提案について公社事務局が総合的に評価し、上位3位を選定する。

(3) プロポーザル審査

(2) で選定された者の中から、課題に対する提案及びヒアリング内容を総合的に評価し、最優秀者及び優秀者、各1者を特定する。

なお、技術提案書を提出しプロポーザル審査を受けるコンソーシアムが1者の場合であっても、評価の基で合格となった場合は、最優秀者として特定する。

5 随意契約

公社は、最優秀者のコンソーシアムの各構成員と速やかに本事業のための契約締結に向けた基本協定を締結し、設計業務委託、工事監理業務委託、建設工事の随意契約の交渉を行うものとする。

ただし、最優秀者のコンソーシアムの構成員に事故等があり、随意契約の交渉が不可能となった場合は、優秀者のコンソーシアムの各構成員と本事業のための契約締結に向けた基本協定を締結し、設計業務委託、工事監理業務委託、建設工事の随意契約の交渉を行うものとする。

なお、設計業務、工事監理業務、建設工事の合計契約金額は、1(5)の上限価格を超えることはできない。

6 その他

詳細は「八戸港フェリー埠頭ターミナルビル建設事業プロポーザル実施説明書」による。